

品川区乳幼児緊急一時保護委託事業実施要綱

制定 令和8年4月13日 区長決定 要綱第153号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるもののほか、愛着形成において重要な時期である0歳から就学前までの児童(以下「乳幼児」という。)について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項および第2項の規定に基づく一時保護の委託を行う場合において、家庭と同様の環境における保護を実施する乳幼児緊急一時保護委託事業(以下「本事業」という。)に関し必要な事項を定めることにより、当該児童およびその家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象児童)

第2条 本事業の対象児童は、児童の安全を迅速に確保するとともに、適切な保護の実施または当該児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があると品川区児童相談所長(以下「児童相談所長」という。)が認めるおおむね4カ月以降2歳未満の乳幼児(以下「保護児童」という。)とする。

(待機里親の要件)

第3条 本事業における乳幼児緊急一時保護里親(以下「待機里親」という。)は、養育に当たる者が次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 心身ともに健康であり、本事業を理解し、熱意および意欲をもって、積極的に保護児童の養育に当たることができること。
- (2) 品川区里親制度運営要綱(令和6年品川区要綱第332号)第5条第3項で規定する養育家庭または養子縁組里親として登録されており、当該登録後に、乳幼児委託研修(現場実習を含む。)を受講していること。
- (3) 実子もしくは里子等の乳幼児の養育経験を有すること、または医師、保健師、助産師、看護師もしくは保育士の資格を有し、かつ乳幼児に直接対応した実務経験を有すること。
- (4) 第12条に規定する待機不可日または休息日を除き、常時、保護児童の受入れに対応することができること。
- (5) 品川区児童相談所(以下「児童相談所」という。)その他の関係機関と円滑に連携を図ることができること。
- (6) 保護児童の養育に適した居住環境を整えることができること。
- (7) 原則としてペットを飼育していないこと。ただし、保護児童の安全および衛生が確保された適切な飼育環境により管理されている場合は、この限りでない。
- (8) 養育中の里子がいる場合にあつては、当該里子の養育に支障を生じさせ

ないこと。

(役割)

第4条 待機里親の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童相談所が、一時保護を必要と判断した保護児童について、速やかに受入れが可能となるよう常時連絡を受けられることができる体制を整え、待機すること。
 - (2) 児童相談所から保護児童の受入れについて打診があった場合には、特段の事情がない限りこれに応じること。
 - (3) 原則として8時30分から21時までの時間において、保護児童を受け入れること。ただし児童相談所から連絡する時間は、8時30分から17時15分までとする。
 - (4) 受け入れた保護児童について、その心身の状況に配慮し、適切に養育を行うこと。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、児童の生命または身体に重大な危険がおよぶおそれがあるなど、緊急やむを得ない事情があると児童相談所長が認める場合、夜間、休日その他の時間帯においても、児童相談所からの保護児童の受入れの打診に対し、特段の事情がない限りこれに応じること。

(業務)

第5条 待機里親が保護児童を受け入れた後の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童相談所、品川区フォスタリング機関、里親支援専門相談員その他の関係者と連携し、保護児童の養育を行うこと。
- (2) 保護児童の養育状況について、養育状況報告書を作成し、児童相談所長に報告すること。
- (3) 児童相談所長の了承を得て、保護児童を適切に医療機関に受診させること。
- (4) 保護児童に緊急性の高い負傷または疾病等が生じた場合には、必要な緊急対応を行うこと。また、児童相談所への報告を必ず行うこと。
- (5) 児童相談所長が必要と認める場合は、保護児童と実親との交流に協力すること。
- (6) 保護児童を他の養育家庭または養子縁組里親（以下「養育家庭等」という。）に委託する際には、当該保護児童と養育家庭等との委託前交流に協力するとともに、保護児童の養育状況等について養育家庭等へ適切に引き継ぐこと。
- (7) 必要に応じて、保護児童が在籍する保育所その他の関係機関と連携すること。

(一時保護委託期間)

第6条 本事業に基づく一時保護委託の期間は、原則として2カ月以内とする。

(一時保護委託の決定および通知)

第7条 児童相談所長は、本事業に基づき待機里親に一時保護委託をする必要があると認める場合には、当該保護児童の状況等を踏まえ、委託する待機里親および委託期間を決定するものとする。

2 児童相談所長は、前項の規定により委託を決定したときは、当該待機里親に対し、委託内容を速やかに通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合には、口頭その他適切な方法により委託を行うことができるものとし、この場合においても、事後に書面により通知するものとする。

(待機里親の任期)

第8条 待機里親の任期は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(待機里親の選定)

第9条 児童相談所長は、待機里親となることを希望する者(以下「希望者」という。)から、申込書を提出させ、次条に規定する品川区乳幼児緊急一時保護里親選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考を経て、適当と認める者を待機里親として選定する。

2 児童相談所長は、前項の規定により待機里親として選定を決定したときは、その結果を書面により当該希望者に通知するものとする。

(選考委員会)

第10条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 児童相談所長
- (2) 児童相談課長
- (3) 相談援助担当課長
- (4) 一時保護担当課長

2 選考委員会に関する事務は、児童相談課において処理するものとする。

(待機里親の決定取消し)

第11条 児童相談所長は、待機里親として決定をした者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、待機里親の決定を取り消すことができる。

- (1) 待機里親としての決定を受けた者から、辞退の申し出があったとき。
- (2) 待機里親のうち、養子縁組里親について養子候補児童とのマッチングを行い交流または試験養育を開始したとき。ただし、現に保護児童を受託しており、当該保護児童の養育環境が安定していると児童相談所長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 非違行為を繰り返し、児童相談所長の指示または指導に従わないとき。

(待機不可日・休息日)

第12条 待機里親は、保護児童を受入れていない待機期間において、月2日を上限として、待機することができない日(以下「待機不可日」という。)を指定することができる。

2 待機里親は、保護児童を受託している期間において、月2日を上限として、休息日を指定することができる。

3 待機里親は、第1項に規定する待機不可日について、当該日の属する月の前月20日までに児童相談所長に届け出なければならない。

4 待機里親は、第2項に規定する休息日について、その初日の15日前までに児童相談所長に届け出なければならない。

5 待機里親は、第1項に規定する待機不可日を届け出後、保護児童を受託した場合、当該待機不可日について第2項に規定する休息日に振替えることができる。

(待機料)

第13条 区長は、待機里親が待機する期間について、予算の範囲において月額10万円の待機料を支払うものとする。

2 待機料の支払は、受給者に基づく金融機関の口座へ、区が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、区長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りではない。

(物品準備金)

第14条 区長は、待機里親に対し、保護児童の受入れに必要な物品の準備に要する経費(以下「物品準備金」という。)として、予算の範囲において10万円を支給するものとする。この場合において、支給は里親1家庭あたり1回に限るものとする(第8条ただし書の規定により更新された場合を含む)。

2 物品準備金は、待機里親認定後に支給する。

(一時保護委託児の医療受診)

第15条 保護児童の医療機関への受診については、原則として児童相談所長の了承を得て行うものとする。

2 前項の規定により医療機関で受診させる場合には、児童相談所が交付する一時保護委託児受診券を使用するものとする。

(守秘義務)

第16条 待機里親は、本事業の実施に関して知り得た保護児童およびその家庭に関する個人情報その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、待機里親の決定が取り消された後または任期満了時においても、同様とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な様式および事業の実施に関し
必要な事項は、別に児童相談所長が定める。